

平成23年5月臨時会

# 議案説明資料

県土整備部

平成23年5月臨時会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年3月18日専決)	道路企画課	1
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年3月18日専決)	道路企画課	2
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年4月20日専決)	県土総務課	3
	(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年4月20日専決)	県土総務課	4
報告第2号	長期継続契約の締結状況について	中部総合事務所 県土整備局	5

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成23年3月18日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年3月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  鳥取市五反田町5番地                  株式会社エネルギーセンター鳥取                  代表取締役社長 山 瀬 健</p> <p>(2) 和解の要旨                  県は、損害賠償金110,000円を支払うものとする。                  (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故の発生日                  平成22年12月21日</p> <p>イ 事故発生場所                  八頭郡八頭町船岡地内</p> <p>ウ 事故の状況                  鳥取市個人が、町道河原町線を和解の相手方が所有する小型貨物自動車                  で走行中、一般国道482号に合流する際、県が管理すべき側溝のグレー                  チングが跳ね上がり、同車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成23年3月18日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年3月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 和解の相手方                  倉吉市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県は、損害賠償金183,246円を支払うものとする事。                  (過失割合…県5割)</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生日                  平成22年12月21日</p> <p>イ 事故発生場所                  東伯郡三朝町大字上西谷地内</p> <p>ウ 事故の状況                  和解の相手方が、一般国道482号を小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下してきた石に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成23年4月20日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年4月20日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 和解の相手方                  鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県は、損害賠償金169,083円を支払うものとする。                  (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生年月日                  平成23年1月17日</p> <p>イ 事故発生場所                  鳥取市用瀬町鷹狩地内</p> <p>ウ 事故の状況                  鳥取県八頭総合事務所所属の職員が、公務のため普通特種自動車（除雪車）で除雪作業中、運転操作を誤り、対向車線に停車中の和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>

区分	議会の委任による専決処分の報告について (14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年4月20日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年4月20日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方          鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨          県は、損害賠償金73,725円を支払うものとする。          (過失割合…県10割)</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故の発生日          平成23年3月9日</p> <p>イ 事故発生場所          鳥取市新品治町地内</p> <p>ウ 事故の状況          鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため駐車場に軽乗用自動車を駐車し、助手席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>

## 長期継続契約の締結状況について

## 県土整備部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	中部総合事務所	物品 保守	プリンター	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	83,160	平成23年4月1日 ～平成25年3月31日	鳥取県中部総合事務所 県土整備局